

■ 論文

会計観の変容と利益計算原理

小見山 隆行

目 次

- I はじめに
- II わが国の財務会計制度の変遷
- III 会計観の変容
 - 1 会計観の変容と利益観
 - 2 会計ビッグバン以前と以後での会計観
- IV 収益費用中心観
 - 1 取得原価主義
 - 2 収益費用中心観と動態論
 - 3 収益費用中心観と取得原価主義会計の課題
 - 4 投資意思決定に有用な情報
- V 資産負債中心観
 - 1 資産負債中心観と会計公準
 - 2 資産負債中心観と包括利益概念
 - 3 新会計基準における純資産の部
 - 4 資産負債中心観と時価主義会計の課題
- VI むすび

▶ 要 旨

近年、企業間競争の激化、経済活動のグローバル化、ボーダーレス化の進展、金融市場の動的発展、証券市場の国際的な連携や統合化等に伴い、各国の会計制度を支えている会計基準の国際的コンバージェンスの動きが加速している。

わが国の会計制度は、これまで可処分利益算定をその最重要機能と位置づけてきたが、今後、グローバルスタンダードへの対応として、変容する2つの会計観の融和を図り、国際的会計基準にいかにかコンバージェンスしていくかという課題が残されている。

本稿は、財務会計の概念フレームワークが提示している2つの会計観における利益計算原理とその論理について考察し、わが国の財務会計制度の変遷を紐解きつつ、グローバルスタンダードへの対応の課題と方向性を探ることをねらいとしている。

▶ キーワード

会計基準の国際的コンバージェンス、国際会計基準 IFRS/IAS、収益費用中心観 (revenue and expense view)、資産負債中心観 (asset and liability view)、会計ビッグバン、包括利益

I はじめに

近年、企業間競争の激化、経済活動のグローバル化、ボーダーレス化の進展、金融市場の動的発展、証券市場の国際的な連携や統合化等に伴い、各国の会計制度を支えている会計基準の国際的コンバージェンス（convergence: 収斂、統合等）の動きが加速している。

わが国においては、2001年8月、国内の会計基準開発と国際的な会計基準整備に貢献することを目的¹⁾に、従来の政府機関（大蔵省（現、財務省）→金融庁）の企業会計審議会から独立した民間機関の企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan：以下ASBJ）が、国際的コンバージェンスへの対応を担っている。2006年12月、ASBJは、フレームワークの明文化に積極的に取り組み、これまでの検討の結果（検討資料）を公表している。

各国の会計基準の国際的コンバージェンスは、米国の財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下FASB）と国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下IASB）が公表する会計基準への統合化として顕在化する。

FASBは、1973年に、米国の会計原則審議会（Accounting Principles Board：以下APB）に代わって設置された審議会で、財務会計概念書（Statement of Financial Accounting Concepts：以下SFAC）を公表している。

また、IASBは、2001年に、職業会計士団体によって結成された国際会計基準委員会（International Accounting Standard Committee：IASC²⁾、同委員会から国際会計基準（International Accounting Standards：以下IAS）を公表）から改組された審議会で、新たに国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：以下IFRS）を公表している³⁾。

その後、2002年9月、FASBとIASBは、合同会議を開催し、両者の会計基準の互換性をより一層高めるために合意（ノーワーク合意）し、2006年2月、会計基準の収斂のためのロードマップ（覚書き）が公表された。さらに2008年までの両者の会計基準に係る収斂のロードマップが示された⁴⁾。また、欧州連合（European Union：以下EU）は、2005年から、域内の上場企業の財務諸表にIFRS/IASの適用を義務づけ、外国企業にも2011年からの適用を方向づけている⁵⁾。

さらに、2007年8月、ASBJとIASBは「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取り組みへの合意」（東京合意）を公表している。東京合意においては、日本基準とIFRSの間の重要な差異については2008年までに解消し、残りの差異については2011年6月までに解消を図るとしている⁶⁾。

日本経済団体連合会は、2006年6月、会計基準の統合を加速化し、欧米との相互承認を求める意見書を公表し、さらに、政府の経済財政諮問会議において、同年7月に会計基準の国際的な収斂の推進を図ることを打ち出している。このように会計基準への国際的なコンバージェンスに向けた取り組みは着実に進行している。

これからのわが国の会計基準を国際会計との関係を視野に入れて検討する場合には、概念フレームワークを構築する必要がある。概念フレームワークをめぐる議論は、わが国の将来における会計基準設定の指針として重要である。1976年、FASBは、討議資料『財務会計および財務報告のための概念フレームワークに関する論点の分析：財務諸表の構成要素その測定』(Discussion Memorandum, An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting :Elements of Financial Statements and Their Measurement) を公表した。FASB 討議資料によると、収益費用中心観 (revenue and expense view) と資産負債中心観 (asset and liability view) と称する2つの異なる会計観⁷⁾を提示している。1976年の問題提議後、1978年から1985年にかけて公表した2つの概念ステートメントをみると、FASBの選考していた会計観は、資産負債中心観にシフトしてきたことは明白である⁸⁾。

本稿は、財務会計の概念フレームワークが提示している2つの会計観における利益計算原理とその論理について考察し、わが国の財務会計制度の変遷を紐解きつつ、グローバルスタンダードへの対応の課題と方向性を探ることをねらいとしている。

II わが国の財務会計制度の変遷

会計基準のグローバルスタンダードへの対応の課題と方向性等について論じるに当たり、わが国の会計制度の変遷の概要を考察してみたい。

会計制度の成立は、会社の設立が大きな要因となる。わが国では、幕末から明治にかけて会社についての考え方が導入された。福澤諭吉は、『西洋事情』⁹⁾の中で、「商人会社」としての株式会社の仕組みを説明している。わが国の最初の株式会社は、1873年(明治6年)に渋沢栄一によって設立された第一国立銀行である。株式会社の発展に伴い、株主は増加し、株主は重要な利害関係者となる。第一国立銀行(会社名は株式会社第一銀行)の場合、財務諸表の大蔵省への提出、利害関係者(主として株主)への新聞への掲載公告が行われている。同じく、1873年(明治6年)、わが国における最初の簿記書として、福澤諭吉の『帳合之法』とアラン・シャンド(Allan A. Shand)の『銀行簿記精法』が出版され、これまでの和式帳合法に代わって、西洋式複式簿記の導入が始まる簿記史上画期的な変革がみられた。

明治23年に商法(旧商法)が制定され、同法において、「財産目録及び貸借対照表ヲ作ルニハ総テノ商品、債権及び其他総テノ財産ニ当時ノ相場又ハ市場価格ヲ附ス」と規定されている。明治23年の旧商法は資産評価の属性としては時価を用い財産目録及び貸借対照表を作成することを要求する、いわゆる静態論的利益計算原理を求めている。明治32年に、現行の商法(新商法)を制定したが(その後、明治44年と昭和13年に改正が行われている。)、そこで新たに損益計算書の作成を加えている。また、資産評価については、新旧商法のいずれもが時価主義を採用し(明治44年の改正商法では時価以下主義が採用された。)、静態論的利益計算原理を取り入れている。その点において、明治23年の旧商法の計算原理は、FASBのいう資産負債中心観の原型に属す

るものといえるであろう。当時、会計実務では、伊藤博文らが銀行調査制度のためアメリカに派遣され、帰国後英米法の経理方式が紹介されたことに端を発し、取得原価主義、複式簿記による継続記録を前提とした誘導法による財務諸表の作成が原則であった。静態論的計算原理に従い時価で評価した財産を記載する財産目録こそが債権者保護を目的とする商法にとって最も有益であるという主張と、時価評価は評価益を生じさせ、それが配当された場合にはむしろ企業の財政基盤を危うくさせることになるという反論があり、商法と実務との調和を図ることで揺れ動いた時代である¹⁰⁾。

商法の静態論的計算原理が大きく方向転換が図られたのは、昭和期、アメリカの証券恐慌の発生に端を発する静態論から動態論への会計パラダイムの大変革の影響を受けてからである。すなわち、はじめて取得原価を基礎とする動態論的計算原理をとる「企業会計原則」が1949年(昭和24年)7月に制定され、それとの調和、調整の必要性から、わが国の商法も、FASBのいう収益費用中心観を次第に取り込み、商法における会計観の転換がみられたのである¹¹⁾。

戦後、商法の改正¹²⁾、企業会計原則の修正¹³⁾をとおして、両者の会計規則の調整が行われてきたが、基本的には、伝統的な企業会計の論理は、取得原価主義に基づく収益費用中心観に立ってきたといえる。損益計算の基本原則(損益計算書原則一A)は半世紀を経ても(若干の字句のみの修正)実質は変わっていない。構造自体には変化はみられない。支出及び収入を測定基礎とする基本構造は変わっていない¹⁴⁾。すなわち、会計の生成期会計諸原則の時代から今日に至るまで、取得原価主義が会計的計算構造の大枠を前提にしながら、個別の項目に時価評価を部分的に適用する形で会計規制と会計実務は展開してきたといえる。

しかし、近年のわが国企業を取り巻く環境の変化は多様で、激しいものがあり、会計制度の改革が急速に進行している。企業活動の国際化、企業のグループ化、高度情報通信技術の発達等の変化の激しさを増す1970年代以降、20世紀においては会計基準の国際的調和が論じられ、21世紀に入った現代の論議の焦点は、会計基準の国際的統合ないし収斂に向けられている。企業会計審議会とASBJは、企業会計原則を補足する各種の基準や意見書を公表し¹⁵⁾、広い意味の企業会計原則を形成し、企業会計が大きく変革されつつある。これに呼応するように、商法の改正も頻繁に行われてきている。平成17年の商法大改正によって、これまでの有限会社形態は廃止され、会社に関する規定を商法から分離独立させ、新たに会社法という別の法典を公布し、平成18年5月から施行されている¹⁶⁾。改正前後の中で、平成17年改正前商法では、第32条第2項で「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニツイテハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という斟酌規定が設けられていた。この趣旨は会社法にも受け継がれている。すなわち、会社法第431条では、会計の原則として、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と、「斟酌から従う」に積極的に規定している。ただし、会社法に基づく法務省令の会社計算規則は、「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければなら

い」と規定している（第3条）。会社計算規則第3条の方で「しん酌規定」をおいている。「公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当するものは、一般には、「企業会計原則」や、企業会計審議会、ASBJ などから公表された会計基準、または今後公表される会計基準であるといわれる¹⁷⁾。これに対し、公正妥当な会計慣行が企業会計審議会やASBJの報告書・意見書が含まれるのかどうか定かではない¹⁸⁾という見解もある。いずれにせよ、企業会計の基準（企業会計原則や各種の補足基準）は、企業が適正な会計処理を行って財務諸表を作成するための指針として役立つだけでなく、公認会計士による財務諸表監査の判断基準として用いられるとともに、企業会計に関連する商法・会社法や税法などの法令の制定や改廃に際して尊重され、重要な影響を及ぼしていくことになる¹⁹⁾。

Ⅲ 会計観の変容

1 会計観の変容と利益観

1 期間の利益を発生源泉別に明らかにし、純財産の裏付けを伴った金額として算定する方法として損益法と財産法がある。損益法の基礎をなす収益・費用と、財産法の基礎をなす資産・負債のいずれが会計の基本的かつ重要な概念であるかについては、見解の対立がみられる。収益と費用こそが中心概念であるとする見解は収益費用中心観（revenue and expense view）とよばれ、貸借対照表は収入・支出のうち収益・費用とならなかった部分を収容する集計表として位置づけられる。これに対し、資産と負債を会計の基本概念とみる考え方は資産負債中心観（asset and liability view）とよばれ、この見解は、貸借対照表の資産は経済的資源に限られ、負債はそれを引き渡す義務だけに限定される²⁰⁾。

今日の企業活動のグローバル化が一層進む中で、財務情報の利用者が財務報告を正しく理解し利用することの重要性から、鎌田信夫教授は、会計ビッグバン以後のわが国の会計観の変容を次のように整理されている。「今日の企業環境の変化は、有形の製品を中心とするプロダクト型市場経済から、金融商品を中心とするファイナンス型市場経済へ移行してきている。プロダクト型市場経済においては、「原価・実現アプローチ」を中心に構成されている。ここでは、商品の安定性は高く、財貨の流動性は相対的に低い市場が想定されている。物的資産を主たる認識対象とし、債権者持分と資本主持分との利害調整および企業の業績評価を主要な目的としている。損益計算には、収益・費用アプローチ（筆者：収益費用中心観）が用いられ、資産の主な評価基準には「取得原価」が用いられる。他方、ファイナンス型市場経済においては、「時価・実現可能アプローチ」に基づいて構成される。ここでは、市場の変動性と金融商品の実現可能性が高い市場が想定されている。損益計算の方法として、資産・負債アプローチ（筆者：資産負債中心観）が用いられ、収益認識には、「実現可能性」が用いられる。資産の主な評価基準としては「時価」（公正価値）が適用される。ここでは、資金の提供者全体に対する情報提供機能が重視される。」としている²¹⁾。プロダクト型市場経済からファイナンス型市場経済への

移行とともに損益計算の方法として、収益費用中心観から資産負債中心観へ変容することを指摘されている。

会計は利益を計算するシステムであり、また企業の伝達する利益情報は各種利害関係者の意思決定にとって有用なものである。会計の本質的機能に対する会計観は、会計の目的によって異なってくる。換言すれば、会計の本質は、企業の目的とするところが利益測定かそれとも企業価値（株主価値）の測定かによって異なってくる²²⁾。企業価値を判断する最も重要な構成要素は利益である。利益が発生主義にもとづく配当可能利益であるのか評価損益まで含めた包括利益であるのか。利益をどのように捉えるかによって会計理論は異なってくる。利益を計算するシステムの測定要素には、評価基準と測定基準とがあり、これらを組み合わせることによって会計システムが構成されることになる²³⁾。会計観の違いによって利益概念はいまだに揺れ動いており、堅固とした基盤に支えられていないのが実態であり、利益とはいったい何なのかと、常に問わねばならないのが会計学の現状である²⁴⁾。

2 会計ビッグバン以前と以後での会計観

わが国の会計実務において、会計ビッグバンがスタートしたのは2000年3月期といわれる。会計ビッグバン以前と以後とで、わが国の会計観あるいは会計アプローチがどのように変容してきたのだろうか。

会計ビッグバン以前のわが国における会計思考は、複式簿記による貨幣的価値を有する会計データを用いて、財及び用役の流れに即して損益計算を行うことを最優先する収益費用中心観の立場をとってきた。この会計観においては、まず収益及び費用が定義され、その後に資産・負債・資本が決まるという形が採られる。20世紀後半のわが国で支配的であった会計思考においては、資産・負債・純資産・収益・費用はいずれも収入あるいは支出であるととらえられる。残った収入支出を資産・負債・純資産とする、この収益費用中心観は、取得原価あるいは取得原価に基づいた金額によって資産を評価する結果をもたらすのである。取得原価は、支出額そのものである。会計ビッグバン以前のわが国の企業会計は、長い間、期間損益計算を最重要の目的とする「動態論」ないし「取得原価主義会計」が支配的な地位を占めてきたといえる。

これに対し、会計ビッグバン以後の資産負債中心観は、一定期間における営利企業の正味資源の増加測定値を利益とみなしており、一義的には、利益を資産・負債の増減額と定義している。したがって、利益の積極要素—収益—は当該期間における資産の増加及び負債の減少として定義され、利益の消極要素—費用—は当該期間における資産の減少及び負債の増加として定義される。すなわち、資産及び負債—企業の経済的資源及び将来他の実体に資源を引き渡す企業の義務の財務的表現—が当該アプローチの鍵概念となる。そしてそのことから、資産・負債の属性及び当該属性の変動を測定することが、財務会計における基本的な測定プロセスとみなされる。その結果、その他の財務諸表の構成要素—所有主持分または資本、利益、収益、費用、利得、損失—のすべてが、資産・負債の差額または資産・負債の属性測定値の変動額として測

定されることになる²⁵⁾。

会計ビッグバン以後の利益観の変化は、収益費用中心観から資産・負債中心観への移り変わりとしてとらえることができる。FASBが、財務諸表の構成要素を定義する際に、資産・負債を基本概念として他の諸構成要素の定義を導出する資産負債中心観を採用している。米国の会計基準は、政治経済的なパワーを背景として、世界的に非常に強い影響力を持っている。わが国においても従来の収益費用中心観と異なる資産負債中心観に基づく様々な新しい会計基準が制定されてきている。個別財務諸表中心から連結財務諸表中心の制度へ移行したこと、キャッシュフロー計算書が財務諸表体系へ導入されたこと、また、実質的にも、退職給付会計基準、研究開発費等に係る会計基準、税効果会計に係る会計基準、金融商品に係る会計基準、棚卸資産の評価に関する会計基準等が制定されてきたことや、減損会計や新しい企業結合関係が導入されてきたことである。とりわけ、従来の「取得原価主義会計」の外観が金融商品会計や退職給付会計といった「時価主義」の色彩を帯びた会計処理が導入されたことにより変貌したと見ることができる²⁶⁾。最近では、両アプローチの対立、対比という形で論ずることを避ける傾向も生ずるほどに、この問題について論議されている。

IV 収益費用中心観

一般に、収益費用中心観においては、収益認識基準として「実現主義」が、資産評価基準には「取得原価」が用いられる。他方、資産負債中心観においては、収益認識基準として「実現可能性（未実現損益の計上）」が、資産評価基準には「時価」（公正価値）（将来キャッシュ・フロー）」が用いられる。

ここで取得原価主義と時価主義を理論的に考察する中で、資産負債中心観における収益認識基準として用いられる未実現損益の計上、資産評価基準としての「時価」の採用についての課題を考察してみたい。

1 取得原価主義

取得原価主義の論理を完成させた会計学者ペイトン＝リトルトン（Paton and A. C. Littleton）は『会社会計基準』（1940年）の序説の中で次のように述べている。

「会計の目的は、費用と収益を対応させる組織的なプロセスをつうじて、期間利益を測定することである。収益に割り当てる費用の入帳価額を現在市場価値の見積額すなわち時価に置き換えることは、利益測定の標準的スキームを根底から覆してしまうことになるであろう²⁷⁾。また、AAAは、利益測定プロセスとして、「利益は、原価主義の原則にもとづいて、実現した収益と、消費原価または費消原価を対応させることによって測定される²⁸⁾。」と述べている。

資産評価の見解としては、「取得された生産要素のうち、営業プロセスにおいて『売上原価』または『費用』として適正に処理される点にまで達していないものは『資産』と呼ばれ、貸借対照表にそのようなものとして計上される。こうした『資産』は実際のところ、次期以降

に売上原価または費用として収益に対応させられるのを待っている『未決状態の収益賦課目』(revenue charges in suspense) であるということを見逃してはならない²⁹⁾。取得原価主義会計が一般に公正妥当な会計処理として広く受け入れられる³⁰⁾ 最大の理由は何であろうか。

それは、今日の株式会社制度における代理人会計機能と分配利益の算定機能という2つの重要な社会的機能を果たすうえで取得原価主義会計は欠かすことができないと考えられている³¹⁾。

すなわち、測定対価主義、原価配分原理及び原価—実現主義という構造的特徴を持つ取得原価主義会計³²⁾ は、① 資産の入帳価格の確定性とその後の費消または売却に至るまでの記録計算上の追跡可能性という意味での検証可能性³³⁾、② 原価主義が未実現利益または評価益の計上を排除することを目的とする実現主義と結びついているという意味での保守主義性、③ 原価主義が貨幣的測定の明確性、簡便性、画一性などといった法律制度的要件を備えているという意味での制度的実行可能性という特性を備えている³⁴⁾。

2 収益費用中心観と動態論

会計の目的が、期間利益を測定する損益計算にあるという見解をとると、貸借対照表は損益計算の手段として位置づけられることになる。貸借対照表の数値は、損益計算の立場から決まると考える。代表的な論者としてシュマーレンバッハ (Eugen.Schmalenbach) をあげることができる。彼はこの見解を動態論(動的貸借対照表論ともいう。)と名付けた。シュマーレンバッハの名著から少し引用してみる。「動的目的設定と静的目的設定とが競合するとき、私は動的目的を取る。それは第1に、これまで見てきたように年次貸借対照表が財産計算の手段として根本的弱点をもっているからであり、よって、この目的設定が不十分な結果に終わるに違いないからである。第2に、良い財産計算は重要であるが、良い損益計算はもっと重要である。企業家の国民経済的機能は、金持ちであること、あるいは金持ちになることではない。自分の財産を頻繁に数えることは非生産的な仕事をしている。しかし、損益は頻繁に測定すべきである。否むしろ常に測定すべきである。というのは、企業家の国民経済的使命は、財を生産し、輸送し、貯蔵し、最終の人に供給することにある。価値余剰が費用と収益の間に残らねばならない³⁵⁾。」彼は、収入・支出である収益・費用の把握を現実の会計の第1の目的とし、ここから企業会計を説明していく。貸借対照表は期間損益計算を算出するに際し、支出、費用、収入、収益を繰り越す機能を持たせる補助手段であるという。このシステムをまとめたものが「動的貸借対照表 (Dynamische Bilanz)³⁶⁾」である。この会計観は「収益費用中心観」を代表するものとなる。

3 収益費用中心観と取得原価主義会計の課題

現行の取得原価主義会計に対しては、近年、限界や問題点が指摘されている。第1が、その情報が企業の経済的実態から乖離しており、透明性の点で問題があるので投資意思決定情報として有用性が乏しいという指摘である。第2は、会計基準のコンバージェンスの波である。すなわち、資産負債中心観による公正価値評価、新しい収益の認識基準—純資産の増加額—純利益・包括利益計算書(または包括利益計算書)のディスクロージャーについてのプロジェクト

が進行している。利益は資産負債中心観に基づき純利益・包括利益計算書に純資産の増加額である包括利益として表示される公正価値会計が中心となると、取得原価主義会計は後退していくことになる³⁷⁾。取得原価主義会計は、金融システムの急速な発展、1970年代以降いわゆるオフバランス取引が質的、量的に急速に拡大していくなか、それをまったく認識することがない非会計的取引とした。とりわけ会計情報の利用の観点から、信頼性を重視しすぎるあまり、情報の有用性を犠牲にしているという批判が投げかけられている³⁸⁾。

4 投資意思決定に有用な情報

ASBJは、2004年（平成16年）7月に日本版概念フレームワークの討議資料『財務会計の概念フレームワーク』を公表している。これがいわゆる日本版概念フレームワーク討議資料である。討議資料では、現行の会計基準を体系的に整理するだけでなく、将来の会計基準設定に指針を与える役割も求めている。

『財務報告の目的』で次のように提示している。

(1) 「投資家は不確実な将来キャッシュフローへの期待のもとに、みずからの意思で自己の資金を企業に投下する。その不確実な成果を予測して意思決定をする際、投資家は企業が資金をどのように投資し、実際にどれだけの成果をあげているかについての情報を必要としている。経営者に開示が求められるのは、基本的にはこうした投資のポジションとその成果に関する情報である。投資家の意思決定に資するディスクロージャー制度の一環として、それらを測定して開示するのが、財務報告の（主）目的である。」（『財務報告の目的』2項）これは、意思決定・有用性アプローチを重視しているものである。また、投資意思決定に有用な情報のなかで、「特に重要なのは投資の成果を表す利益情報である」（『財務報告の目的』3項）としている。

(2) 「ディスクロージャー制度において開示される会計情報は、企業関係者の間の私的契約等を通じた利害調整にも副次的に利用されている。また、会計情報は不特定多数を対象とするいくつかの関連諸法規や政府等の規制においても副次的に利用されている。その典型は、配当制限、税務申告制度、金融規制などである。」（『財務報告の目的』11項）これは、会計情報の副次的目的として、利害関係者間の利害調整機能を重視し、古典的・真実利益アプローチに立脚した収益費用中心観の特徴を示しているといえる。

わが国でも利益の情報提供機能は、ますます強く要求される傾向がある。しかし、複雑化した今日の企業情報を、利益という1行の数字によって映し出すことは到底不可能である。そのため、利害調整という役割が重視されていた時代に比べ、利益の地位は相対的に低下してきているともいわれる。もっとも利益は利害関係者間の「利害の線引き」という重要な機能を果たしていることに変わりなく、利害調整機能が片隅に追いやられてしまうということは起こりそうもない³⁹⁾ と考える。

V 資産負債中心観

1 資産負債中心観と会計公準

一般に、会計公準として、①企業実体の公準（計算単位の公準）、②継続企業の公準（会計期間の公準）、③貨幣的評価の公準（貨幣的測定の公準）の三つがあげられている。

資産－負債という計算構造を予定している資産負債中心観を採った場合、①企業実体の公準（計算単位の公準）と②継続企業の公準（会計期間の公準）を受け入れられるかについては議論の余地がある。差額として計算されるのは持分であり、表面的に見ると株主に帰着するからである。新田忠誓教授は、資産負債中心観についての論理一貫した学節・理論は出ていないと述べている⁴⁰⁾。具体的に上記①と②の公準について考察してみたい。

第1の企業実体の公準（計算単位の公準）は、会計の計算は個々の独立した企業実体を対象として行うという命題から成る。計算単位となる株式会社は、出資者たる株主の集合体ではなくて株主から独立した別個のものとされ、会計はこの実体を対象とすると認識し、会計上の判断は、株主の立場からではなく、企業自身の立場から行うことが要請される⁴¹⁾。企業実体の公準（計算単位の公準）について、資産負債中心観では、資産－負債＝純資産という資本等式を前提としている。これまで、この式で算定される純資産は企業主の富とされてきた。株式会社での企業主とは第一義的に株主である。企業実体の公準（計算単位の公準）でいう企業とは企業自体を意味する。資産負債中心観での資本等式と企業実体の公準（計算単位の公準）の実質的意味とは明らかに矛盾している。そもそも企業は誰のものと考えたのか、誰のために行うのかという問題に突き当たる。資産負債中心観では、純資産が誰のものになるかについて、計算構造上、負債すなわち他人資本を資本の調達源泉と認めていない。この立場をとると、企業実体の公準（計算単位の公準）はむしろ株主実体の公準となり、会計上の判断が株主の立場から行われるべきことになる。他人資本を排除したものを企業と考えるのか。他人資本の提供者も株主も資本提供者として会計上は同等であると考えべきである。

第2の継続企業の公準（会計期間の公準）は、現代の企業は、永遠に存続し成長することをめざしているため、会計の計算は、期間を区切って行うという命題から成る。

ドイツ動態論の計算構造を見ると、資産－負債－元入資本＝利益という型に帰着するものと、資産＝負債＋資本という型に帰着するものとがみられる。資産負債中心観では、株主の立場での継続可能性となり、これを意識し示すような会計処理が求められる。ここでは、株主価値の増加ないし自己（株主）資本収益性を判断するための会計情報及び処理が求められる。その結果、会計上の判断において企業への他の参加者の利害を排除する可能性がある。資産負債中心観がもたらしている会計上の問題は期末の状態を把握するために資産・負債の価値すなわち時価の導入が第一の問題となる。

収益費用中心観のもとでは、例えば、棚卸資産や固定資産の期末の状態を表す貸借対照表は

継続のための手段として利用され、資産負債中心観のように期末の状態を示すことは期待されていない。資産の時価は支出・未費用と解釈する当期の損益計算のための時価であり、期末の状態を示すための時価ではない。

収益費用中心観がもたらす適正な費用配分、期間損益計算の正確性という見地に立った会計処理を支えるのが継続企業の公準（会計期間の公準）になる。

会計観の変容に応じて、会計を誘導する会計公準の意味も再検討しなければならない⁴²⁾。

2 資産負債中心観と包括利益概念

FASBの『財務会計概念書第6号財務諸表の構成要素』（FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.6, Elements of Financial Statements, Dec, 1985）SFAC No.3(6)の定義によれば、「包括利益とは、所有主以外の源泉からの取引その他の事象および環境要因から生じる、一期間中の営利企業の持分の変動のことである。包括利益は、所有主に対する分配から生ずる持分の変動を除く、一期間中の持分の変動をすべて含む」(par.70)のものである⁴³⁾。包括利益概念の特徴は、まず、「資産」概念の定義を直接的な前提として「負債」概念の定義を行い、さらに「資産-負債」という差額概念として「持分」概念を規定し、最後に「一期間中の営利企業の持分の変動」として包括利益概念を定義する。包括利益は資産負債中心観に最も適合する概念である。収益費用中心観における基本概念である収益、費用概念は、ともに包括利益の内訳を説明するための概念として位置付けられ、 $\text{収益} - \text{費用} = \text{利益}$ という利益概念定義の方式は影を潜めている⁴⁴⁾。

資産負債中心観による利益は、一会計期間中に生じた差額概念持分、純資産の増加分となる。この利益は、通常の事業活動によるものだけでなく、臨時的項目、異常項目、特別項目などと呼ばれている非正規項目も、すべて包括利益に包含される。一会計期間に発生したすべての収益と利得、すべての費用と損失を包括することから、「包括利益 comprehensive income」「包括主義利益 all inclusive income」「クリーン・サープラス利益 clean surplus income」と呼ばれている。従来、わが国において、財産法の利益とか純資産増加説の利益といわれてきた純利益の概念も、この包括利益と同じ捉え方である⁴⁵⁾。企業会計基準第1号（2002年2月21日公表）によれば、その他有価証券評価差額金は、資本の部において独立した項目として掲記される。この項目は資本金でもなければ資本剰余金でも利益剰余金でもない。現在、稼得利益概念を包含する上位概念として包括利益概念が当期純利益に代わって業績表示利益であるとの主張が世界的に展開されている。最近の会計文献でも、収益費用中心観よりも資産負債中心観の重要性が強調されている。果たして、包括利益は投資意思決定に有用な情報であるのか。実務では、少なくとも純利益を上回る情報価値の有用性は確認されていないという見解⁴⁶⁾が支持されている。

包括利益は、稼得利益とその他の包括利益から構成される。すなわち、その他の包括利益は稼得利益あるいは当期純利益の算定からは除外される⁴⁷⁾。包括利益からなぜ除外項目にされる

のかを明らかにしなければ純利益の輪郭は定まらない。各国の会計基準におけるダーティサープラス項目はまちまちであり、ガラクタ項目の寄せ集めになっている⁴⁸⁾。要するに、資本概念(狭義)と利益概念の範囲及び境界・区分を明確にすることが、会計学が学問として生き残る生命線である⁴⁹⁾といえる。

3 新会計基準における純資産の部

企業会計基準第5号は、純資産と株主資本を分離し、持分にあたる財務諸表要素に「純資産」という新しい独立した名称を与えている。

わが国の企業会計原則は、資本主理論的観点を措定しながらも「その他の資本剰余金」概念を維持することで資本会計の一部に企業主体理論的観点(ないしは企業体理論的観点)をも内包するという、整合性を欠いた会計主体論を形成してきた⁵⁰⁾。

一方で、企業会計原則は、支払利息は費用(他人資本報酬)とし、配当金は利益処分項目(自己資本報酬)とすることを要求してきたことに象徴されるように、他の多くの項目については、基本的に資本主理論の立場に依拠した開示規制を実施してきた⁵¹⁾。

新会計基準においては、株主資本を「資本金、資本剰余金及び利益剰余金に区分する」(第5項)と規定することによって、株主資本の部の表示形式として復活させ、資本主理論的観点を徹底させているといえる。純資産の部では、株主資本とそれが生み出す利益の計算に関連しないものを「株主資本以外の各項目」(第4項)に収容させて、当該各項目の影響を利益計算から遮断する措置を講じている。株主資本以外の各項目はさらに、評価・換算差額等、新株予約権、少数株主持分(連結BSの場合)に区分して表示する。これによって、純資産(資産-負債)と株主資本(資本)が分離され、企業会計原則で定式化された収益費用中心観にもとづく純利益の計算構造が、当該企業においても基本的に維持される結果となっている。かかる計算構造の継承関係に、資本等式で含意された伝統的な会計思考を看取することができる⁵²⁾。新会計基準においては、伝統的な利益計算構造の継承が図られる一方で、資産負債中心観に依拠した財務諸表要素の体系のもとに、資本主理論に依拠した資本利益計算の構造が組み込まれた「入れ子型」の二元的会計システムが形成される結果となっている⁵³⁾。

4 資産負債中心観と時価主義会計の課題

資産負債中心観においては、収益認識基準には実現可能性を採用し、資産の評価基準には、時価としての売却時価及び現在価値、近年では公正価値が提唱されている。公正価値の具体的な基準は現在価値である。現在価値は、現実に投資意思決定及び企業価値評価の領域において割引キャッシュ・フローとして使用されている。資産負債中心観に基づく利益観では、現在及び将来の経済的便益を重視することから、時価主義ないし部分的時価評価導入と結び付く。毎期の評価替え、決済を待たず、相場変動による状況を開示することになる。本節では評価基準としての時価主義会計について考察してみたい。

近代の企業会計の実践は、商業上の信用目的ないしは債務弁済能力判定のための貸借対照表

の作成という外在的要請に促され発達してきた。しかし、1930年ごろから、企業会計は、投資家保護の社会的要請が強まり、信用目的のための財産計算事体の重要性が相対的に減退していった。企業会計の中心課題が収益力を公正に算定表示することにおかれるようになった。すなわち、従来の財産目録的貸借対照表に代わる損益計算書が重視されるにいたった⁵⁴⁾。

今日では、経済のグローバル化、特に金融市場の発達により、企業会計の中心課題が利益測定から企業価値（株主価値）の測定へと変容をとげてきている。そこで測定する利益は、一般投資家のための分配可能利益としての実現利益ではなく、投機家のための瞬間における意思決定に有用な包括利益であると考えられるに至った⁵⁵⁾。現代会計システムが、発生主義を基準にした取得原価会計から資産・負債の公正価値を重視した時価会計へと転換するに伴い、分配可能な当期純利益計算から企業の現在価値を示す包括利益計算にその重点をシフトさせてきたといえる。

時価主義を支持する論者は、金融商品等を時価評価すれば、① 透明性が高まる、② 利益操作や含み経営を排除することができる、③ 実態が開示される、④ 正しい利益計算ができる、⑤ 持ち合いの解消が進むといった効果があると主張する。

しかし、実際には、① 利益予測ができなくなった、② 有価証券の保有目的がわからなくなった、③ 新手の利益操作を誘発するようになった、④ 配当できない利益を損益計算書に計上するようになった、⑤ 来年度の利益を前倒しで計上することになった、⑥ 本当の株主が誰なのかわからなくなった⁵⁶⁾、⑦ 含み経営が温存されることになった、⑧ 銀行が保有する株を塩づけするための「銀行等保有株式取得機構」まで作る、⑨ 雇用を破壊する原因となった⁵⁷⁾等の問題点が指摘されている。

期末の保有する有価証券の時価としては、① 取引所の終値、② 専門市場の大口取引価格、③ 大口クロス取引の価格、④ 取引量・保有量を考慮して求める売却可能価額などいくつも存在し、けっして一物一価ではない⁵⁸⁾。

有価証券について、決算期ごとに予測に基づいて減価を考慮することが評価の恣意性を招くことになる以上の不健全な結果がもたらされる懸念をもつ⁵⁹⁾。

負債の時価評価ともなれば、会計士や会計学者の出番はまずない。年金債務や保険債務の時価評価には、高等数学を駆使しなければならない部分が多い。こうした年金・保険の数理計算にはアクチュアリーという専門家がいる。英米では、大手の会計士事務所ならこうしたアクチュアリーが必ず存在しているという⁶⁰⁾。含みのある有価証券を実際に売ろうとして売れるのは当期ではなく次期以降である。この利益も次期以降の利益である。期末に計上される含み益は、翌年度以降の利益となるものであって、今年の利益になることはない。会計はゴーイング・コンサーンを前提としていると同時に期間損益計算をしているのである。次の年の利益を今年の損益計算書に計上することはしたことがない⁶¹⁾。

時価情報を提供することと時価で評価してその損益を計上することとは違う。時価情報を出

すか出さないは会計の関知することでない。しかし、時価評価は貸借対照表の金額を変え、損益の額を変えるから会計の問題である。時価情報の提供と時価評価の間にはギャップがある。わが国でもアメリカでも、時価情報の提供（投資の理論）と時価評価（会計の理論）の間にあるギャップを埋める努力もせずに、時価情報の提供から一気に時価評価へとジャンプしてしまったという批判がある⁶²⁾。

VI むすび

近年、会計基準の国際的コンバージェンスの動きが加速化している。加速化への背景には、わが国の経済活動のグローバル化、金融市場の動的発展等がある。生産・営業活動の拠点や資金調達を海外市場で展開する企業の財務諸表が違った会計基準で作成されれば、現地の取引先、銀行、投資家などの理解が困難となる。また、わが国で資金調達をする外国企業についても同様のことがいえる。会計基準の違いが、円滑な経済活動の阻害要因になるという認識が高まってきたことにある。

2002年9月、FASBとIASBは、合同会議を開催し、両者の会計基準の互換性をより一層高めるために合意（ノーウォーク合意）した以降、会計基準の国際的コンバージェンスは、国際会計基準IFRS/IASを中心に進展している。2007年5月現在で、100以上の国がIFRS/IASの適用を要求もしくは利用を容認している。特に、EUでは、2005年よりEU加盟諸国にある証券市場にて上場している企業は、原則として、IFRS/IASに準拠して作成された連結財務諸表を開示することを要求している。また、個別財務諸表についてもIFRS/IASに準拠して作成されることが望ましいと表明している。

現実には、各国が独自の会計基準を維持しつつ国際会計基準とのすり合わせを行っているのが現状であり、国際会計基準を完全に採用しているわけではないというのが実態⁶³⁾といえる。

現在、主要国の中で、国際会計基準以外の独自の会計基準を堅持している国は、日本とアメリカのみとなっている。わが国の会計制度改革が、IFRS/IASを中心とするアングロ・アメリカン型会計基準への国際的収斂を視野に入れて展開されてきたとはいえ、その間、日本の会計基準とIFRS/IASとの間の差異は必ずしも縮小傾向にあるわけではない⁶⁴⁾。

わが国の会計制度は、これまで原価・実現主義を基礎とする収益費用中心観を採用し、債権者保護志向にあって可処分利益算定をその最重要機能と位置づけてきた。今後、時価・発生主義を基礎とする国際会計基準へコンバージェンスしていくためには、「財務報告の目的」に立脚し、会計基準設定の前提となる概念フレームワークを構築する必要がある。対立する2つの財務報告の目的の融和を図り、わが国の会計基準をいかに国際的会計基準にコンバージェンスしていくかという課題は依然残る。

むすびとして、会計基準のグローバルスタンダードへの対応としての方向性について、以下の3点を指摘しておきたい。

第1は、わが国独自の会計観を踏まえた国際化のあり方が問われなければならない。具体的には、債権者保護と投資家保護という二つの会計観が併存するため、両者の関連性を把握しつつ検討する必要がある。

第2は、財務報告に関するわが国の会計思想は、間接金融型資金調達による債権者保護、ステークホルダーを重視する立場できた。今後、株主による所有構造や投資行動等を踏まえて、わが国の独自性を尊重しつつ、会計基準の国際化を検討する必要がある。

第3は、国際会計基準設定プロセスへの更なる積極的な参加が不可欠である。世界では、自国基準を設定せず、IFRSをそのまま国内基準として採用する国が多い。わが国は、そのまま採用というよりIFRSとの相互承認を実現できるように、現在のIASBにおけるわが国の影響力をさらに促進する必要がある。

今後は、国際会計基準と日本とアメリカの会計基準との相違点、解決すべき項目の収斂化の方向に注目していく必要がある。

注

- 1) 氏原茂樹『国際財務会計論』税務経理協会、平成17年、4頁。
- 2) IASCは、1973年6月に設立、2000年12月末現在、112カ国が加盟している。
- 3) IASとIFRSとして公表された基準をIFRS/IASと表記し、これらを総称して国際会計基準と呼んでいる。
- 4) 平松一夫『国際財務報告論』中央経済社、2007年、15～16頁。
- 5) EU域内の上場企業はすべて国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成することを制度的に義務付けた。会計の「2005年問題」である。また、EUに上場しているEU域外の日本企業を含む外国企業は、2007年1月以降開始する会計年度から、国際会計基準IFRS/IASが適用される。いわゆる会計の「2007年問題」である。その後2011年からの適用に延期されている。
石川雅之「会計基準のコンバージェンスと国内会計基準設定主体の役割」、『産業経理』2007年、67-1 37頁。
- 6) 平松一夫「会計基準国際化の歴史的経緯と今後の課題」、『企業会計』2008年4月23頁。
- 7) 論者によって収益費用アプローチ対資産負債アプローチあるいは収益費用観対資産負債観と表現する場合があるが、本稿では、収益費用中心観対資産負債中心観と統一して表現した。引用文でも筆者の方で読み代えている。
- 8) 近藤泰弘「会計観の転換とその可能性」- 商法における資産の再評価を中心として - 『マネジメント・レビュー』Vol. 6 2001年、60頁。
- 9) 福澤諭吉「西洋事情」『福澤諭吉著作集第1巻』慶応義塾大学出版会、2002年、26頁。
- 10) 近藤泰弘「前掲論文」、66頁。
- 11) 近藤泰弘「前掲論文」、67頁。
- 12) 商法の改正は、昭和37年以後、41年、49年、56年、平成2年、5年、6年、9年、11年、12年、13年、14年、16年、17年と行われている。
- 13) 企業会計原則は、これまで4回の改正が行われてきた。昭和24年7月に制定、昭和29年7月改正（第一次修正）、昭和38年11月改正（第二次修正）、昭和49年8月改正（第三次修正）、昭和57年4月改正（第四次修正）である。1990年代から始まった制度改革（会計ビッグバン）にもかかわらず、企業会計原則は、その後まったく手が加えられていない。
- 14) 石川純治「企業会計の変容と企業会計原則の今日的課題」、『会計』166巻9月、14頁。
- 15) 最近の主な意見書として、研究開発費等、中間連結財務諸表等の作成基準、連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準、退職給付、税効果会計（以上平成10年）、金融商品（平成11年）、固定資産の減損（平成14年）、企業結合等に係る会計基準の設定に関する各意見書（平成11年）、主な会計基準として、第1号自己株式及び準備金の額の減少等（平成14年～18年）、第4号役員賞与、第5号貸借対照表の純資産の部の表

- 示, 第6号株主資本等変動計算書, 第8号ストック・オプション (以上平成17年), 第9号棚卸資産の評価, 第10号金融商品等に関する各基準 (以上平成18年)
- 16) 会社法の論理が従来にまして企業会計の論理を必ずしも考慮して組み立てられているとはいえ、結果として会社法に基づく計算規定と企業会計が大きく乖離することになり、わが国の会計基準が、皮肉にも会社法の会計基準とリンクしていないアメリカの会計基準にきわめて近くなってきたと指摘している。
広瀬義州『財務会計』第7版 中央経済社, 2007年, 90~91頁。
 - 17) 広瀬義州『前掲書』, 92頁。
 - 18) 田中弘『新財務諸表論「第3版」』税務経理協会, 平成19年, 154頁。
 - 19) 桜井久勝『財務会計講義「第8版」』中央経済社, 2007年, 52~53頁。
 - 20) 桜井久勝『前掲書』46~47頁。
 - 21) 鎌田信夫「ビッグバン後の日本の会計」『会計』168巻第3号, 107~108頁。
 - 22) 渡邊泉「歴史から見た二つの会計観」(二完)一収益費用観から資産負債観への変容—169巻第1号119頁。
 - 23) 上野清貴「現代会計システムの論理的構築」『会計』170巻第4号
 - 24) 岡部孝好「包括利益からの離脱と収益費用項目の裁量的分類」『会計』169巻第6号, 13頁。
 - 25) 高須教夫「FAS概念フレームワークをめぐる問題の検討—収益費用アプローチと資産負債アプローチ」『会計』第165巻第1号
 - 26) 佐々木隆志「会計思考の変遷」『会計』172巻第2号, 44頁。
 - 27) Paton and A.C.Littleton[1940], An Introduction to Corporate Accounting Standards, AAA Monograph No.3AAA, p.123
中島省吾訳[1958]『ペイトン=リトルトン会社会計基準序説「改訂版」』, 森山書店
 - 28) AAA[1941], Accounting Principles Underlying Corporate Financial Statements, Accounting Review, Vol.16, 中島省吾訳[1984]『増訂A.A.A会計原則—原文・解説・訳文および訳註—』中央経済社 No.2, pp.136
 - 29) Paton and A.C.Littleton『前掲書』, p.25
中島省吾訳『前掲書』
 - 30) 500年以上にも及ぶ経験によって裏づけられたものとして取得原価主義の優位性を説くものもある。
藤井秀樹『現代企業会計論』中央経済社, 1997年, 10頁。
A.C.Littleton, Contrasting Theories of Profit, The Accounting Review, Vol.11 No.1 Mar. 1936, p.14.
 - 31) 近藤泰弘「前掲論文」59頁。
 - 32) 新井清光『新版財務会計論「第4版」』中央経済社, 1998年, 74~76頁。
 - 33) 検証力ある客観的な証拠は、会計の重要な要素となり、信頼できる情報を提供するという会計の機能を適正に遂行するのに必要な付随的要素となった。(Paton and A.C.Littleton『前掲書』18頁。中島省吾訳『前掲書』)
 - 34) 近藤泰弘「前掲論文」1998年, 59頁。
 - 35) 土岐政蔵訳『動的貸借対照表論「7版」』, 森山書店, 昭和30年, 60~61頁参照
新田忠誓「損益計算書と企業観」『会計』166巻第3号, 1~2頁。
 - 36) 財産計算目的の貸借対照表を「静的貸借対照表」(Statische Bilanz)と呼んで両者を区別している。
 - 37) 広瀬義州『前掲書』113頁。
 - 38) 近藤泰弘「前掲論文」59頁。
 - 39) 伊藤邦雄『ゼミナール現代会計入門「第6版」』日本経済新聞社, 2006年, 62~63頁。
 - 40) 新田忠誓「収益費用アプローチにおける会計公準の意味」『会計』164巻第6号, 3頁。
 - 41) 飯野利夫『財務会計論「三訂版」』同文館, 1章15頁。
 - 42) 新田忠誓「資産負債アプローチと会計公準」『企業会計「論壇」』, 2006年58巻12月
 - 43) 津守常弘『会計基準形成の論理』森山書店, 2002年, 184頁。
 - 44) 津守常弘『前掲書』185頁。
 - 45) 岡部孝好「前掲論文」1頁~。
 - 46) 大日方隆「利益の概念と情報価値—純利益と包括利益—」齊藤静樹『会計基準の基礎概念』書内, 中央経済社, 392~400頁。
 - 47) 木下裕一「包括的利益概念否定論」『桜美林大学経営政策論集』vol. 5 No. 1 (2005) 3頁, 12頁。
 - 48) 岡部孝好「前掲論文」6頁。
 - 49) 木下裕一「前掲論文」15頁。
 - 50) 藤井秀樹「新会計基準にみる会計思考の連続と非連続」『会計』173巻1月号, 41頁, 森川八洲男「新会計基準」

- 2002年, 20頁。
- 51) 福島孝夫『資本主理論』神戸大会計学辞典第6版, 同文館 2007年, 616頁。
 - 52) 藤井秀樹「前掲論文」42頁。
 - 53) 藤井秀樹「前掲論文」45頁。
 - 54) 田中弘『時価主義を考える』中央経済社, 平成14年, 33~34頁。
山栞忠恕『アメリカ財務会計』1955年, 19~25頁。
 - 55) 高寺貞男『会計と市場』昭和堂, 2002年, 112頁。
 - 56) 田中弘『前掲書』中央経済社, 317頁。
 - 57) 田中弘『会計学の座標軸』税務経理協会, 平成16年, 153~176頁参照。
 - 58) 田中弘『前掲書』中央経済社, 144頁。
 - 59) 山栞忠恕『近代会計論』国元書房, 1963年, 336頁。
 - 60) 田中弘『前掲書』中央経済社, 148頁。
 - 61) 田中弘『前掲書』中央経済社, 313頁。
 - 62) 田中弘『前掲書』中央経済社, 353頁。
 - 63) 石川雅之「会計基準のコンバージェンスと国内会計基準設定主体の役割」『産業経理』67- 1, 2007年, 4 37頁。
 - 64) 平松一夫・徳賀芳弘編著『会計基準の国際的統一国際会計基準への各国の対応』中央経済社 2005年, 221頁。

